

# ◆120年ぶりの大改正！ 民法(債権法)改正のポイント

～改正法施行(2020年目処)前にポイントを押さえよう！～

参加無料

120年ぶりとなる民法改正法案が、平成29年5月26日に参議院で可決・成立し、同6月2日に公布されました。民法改正法の施行日は、原則として公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、遅くとも平成32年6月1日までに施行される予定です。

今回の改正は、民法のうち債権に関する定め(債権法)の見直しとなりますが、事業者がご商売を行う上で、契約書やリスク管理、業務手順等に大きな影響が出るものと予想されます。本セミナーでは、施行前に改正点のポイントを把握していただくために、改正の概要と目的、重要改正項目、施行前の準備等についてわかりやすく解説致します。

<日 時> 平成29年12月13日(水) 15:00~17:00

<場 所> ホテル京阪京都グランデ 2F 「光林」  
(南区東九条西山王町31 ※JR京都駅八条東口 徒歩1分 / パソイ隣)  
\*会場には専用の駐車場はございません。公共交通機関をご利用下さい。

<内 容> ◆民法改正の概要、目的、基本的な考え方  
◆重要改正項目について (時効・法定利率・定型約款・保証・その他)  
◆施行前の準備について (契約書の変更・債権管理方針の見直し等)

<講 師> 弁護士法人中央総合法律事務所 京都事務所代表 弁護士 小林 章博 氏

<定 員> 50名 \*先着順・定員になり次第、締め切らせていただきます。

<申込方法> 下記申込用紙にご記入のうえ、FAXまたはHPからお申込み下さい。

<問 合 せ> 京都商工会議所 中小企業経営支援センター-洛央支部 (担当:野川) TEL:075-212-6460

FAX:075-212-6920 京都商工会議所 中小企業経営支援センター 行

民法(債権法)改正セミナー 参加申込書

\*事業所名: \_\_\_\_\_

\*役職名: \_\_\_\_\_ \*氏名: \_\_\_\_\_

\*役職名: \_\_\_\_\_ \*氏名: \_\_\_\_\_

\*所在地:(〒 \_\_\_\_\_ )

\*TEL: \_\_\_\_\_ \*FAX: \_\_\_\_\_

\*E-mail: \_\_\_\_\_

ご記入頂いた個人情報等は、本セミナー実施運営に利用するほか、京都商工会議所の事業等で利用することがあります。